

# 来年4月から始まる後期高齢者医療 75歳以上を対象に、新

## ・保険料は、原則

平成20年4月1日から、現行の老人保健制度に代わり、75歳以上を対象(被保険者)とした「後期高齢者医療制度」が始まります(ただし、一定の障がいがあれば65歳以上75歳未満の方も対象となります)。

この医療制度は、全道の市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営し、被保険者は広域連合が定める原則全道一律の保険料を支払うこととなります。

この保険料が、11月22日に開催された「北海道後期高齢者医療広域連合」の議会で決定しましたのでお知らせします。

### 後期高齢者医療制度の 主なポイント

1. 被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払います。
2. 被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示します。
3. 医療機関窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割負担（現役並み所得者は3割負担）です。
4. 医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担額が著しく高額になる方の負担を軽減します（高額介護合算療養費制度）。

### 保険料は、等しく負担する「均等割額」と所得による「所得割額」の合計

保険料は、75歳以上の被保険者個人ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

また、後期高齢者医療に必要な医療費は、皆さんが医療機関で支払う1割の自己負担分(現役並みの所得者は3割)を除いて、国、道、市町村による公費負担（約5割）、0歳から74歳までの現役世代の支援金（約4割）、75歳以上の被保険者が支払う保険料（1割）で賄います。

### 今回決定した保険料は、平成20年度と21年度分で2年間は固定

今回決定した保険料率は、平成20年度と21年度分で2年間は据え置かれます。基本的には道内均一となっており、厚真町の年間保険料率は、11月22日に広域連合の議会で決定した均等割額が4万3,143円、所得割率が9.63%となります。なお、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村は、制度開始から6年間暫定的に保険料率が軽減されます。

#### ●保険料の計算方法（表1）

均等割額 43,143円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額33万円) × 所得割率9.63%
-----------------	---	--

※保険料額に100円未満の端数が出たときは、その端数を切り捨てます。

### 高額医療費や葬祭費のほか、新たに「高額介護合算療養費制度」の仕組みを導入

～これらの申請は、役場保健福祉課窓口で受け付けます～

後期高齢者医療制度では、病気やけがで支払った医療費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分が給付される「高額療養費」や、被保険者が死亡した場合に給付される「葬祭費」などの給付を行います。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービ

スの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、各市町村担当窓口への申請が必要です。

なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳しくは、別途お知らせします。

## 高齢者が等しく負担する平成20年度と21年度の「均等割」の年額

# の北海道の保険料が決まりました！

# しい医療制度がスタート

## 、年金から天引き（特別徴収）されます

**息子さんなどの被用者保険に加入していた場合や低所得者などは軽減**

所得が低い世帯の被保険者の方は、世帯全体の総所得金額などの状況に応じて均等割額が軽減されます。  
 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社勤めの息子さんなどの医療保険(被用者保険)に入っていた方などは、これまで保険料の負担がなかったため、2年間は、所得割がかからず、均等割額も5割軽減されます。なお、平成20年度は特例として、これらの方の保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は、保険料額2,100円(均等割額の1割)が徴収されます。  
 そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく苦しくなり、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで保険料が減免される場合があります。

●低所得者に対する軽減割合（均等割額43,143円から軽減されて支払う保険料）（表2）

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	1人世帯	夫婦世帯	軽減割合	軽減額	支払う保険料
33万円	33万円	33万円	7割	30,201円	12,942円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数《被保険者である世帯主は除く》)	/	57.5万円	5割	21,852円	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)		65万円	103万円	2割	8,629円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。  
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の際の対象になります。

**一人世帯で年金額が153万円以下の方の年間保険料は、12,900円**

北海道における平成20年度と21年度の年間の保険料額は、平均すると一人当たり86,280円となりますが、例として、1人世帯で年金収入額が153万円以下（老齢基礎年金含む）の場合は、1人12,900円となります。被保険者それぞれの保険料額は、平成20年4月以降に送付する「保険料決定通知書」でお知らせします。なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

●平成20年度と21年度の年間保険料の試算（参考例）

例1 1人世帯の場合（年金収入のみ）

年金額（所得額）	総所得金額等（特別控除後）	保険料計算		年間保険料額
		均等割額	所得割額	
153万円（33万円）	18万円	12,942円（7割軽減）	(33万円-33万円)×9.63% =0円	12,900円 (12,942円)
170万円（50万円）	35万円	34,514円（2割軽減）	(50万円-33万円)×9.63% =16,371円	50,800円 (50,885円)

例2 夫婦2人世帯の場合（年金収入のみ）

	年金額（所得額）	総所得金額等（特別控除後）	保険料計算		年間保険料額
			均等割額	所得割額	
夫	200万円（80万円）	65万円	34,514円（2割軽減）	(80万円-33万円)×9.63% =45,216円	79,700円 (79,730円)
妻	80万円（0万円）		34,514円（2割軽減）	(0万円-33万円)×9.63% =0円	34,500円 (34,514円)

**保険料は、介護保険料と同様に年金から天引き（特別徴収）が原則**

保険料は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。しかし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、町が条例で定めた納期までに納付書で納めることとなります（普通徴収）。

**は、43,143円、所得に応じて負担する「所得割」の率は、9.63%に**